

○特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱

平成五年二月二十五日  
五原（特会）第六号

改正	平成	五年	一月	二十九日	五原（特会）第	五三六号
	同	八年	一月	七日	八原（特会）第	四二七号
	同	九年	四月	八日	九原（特会）第	二七〇号
	同	〇〇年	七月	一七日	〇原（特会）第	四二二号
	同	〇〇年	〇月	二日	〇原（特会）第	四八三号
	同	〇一年	六月	三〇日	一原（特会）第	三八〇号
	同	一二年	一月	一日	二原（特会）第	四三三号
	同	一三年	一月	六日	三原（特会）第	一六号
	同	一四年	一月	五日	四原（特会）第	五三一号
	同	一五年	三月	七日	五原（特会）第	八三二号
	同	一六年	三月	二四日	六原（特会）第	九二七号
	同	一七年	三月	三十一日	七原（特会）第	六六七号
	同	一八年	四月	一日	八原（特会）第	七三〇号
	同	二〇年	四月	一日	九原（特会）第	四八四号
	同	二〇年	一月	二七日	〇原（特会）第	四〇五号
	同	二四年	九月	一〇日	一原（特会）第	八七八号
	同	二五年	三月	一八日	二原（特会）第	八一二号
	同	二七年	三月	二四日	三原（特会）第	八九八号
	同	二八年	三月	一七日	四原（特会）第	九六九号
	同	二九年	三月	一五日	五原（特会）第	一〇三五号
	同	三一年	三月	一五日	六原（特会）第	一〇三五号
	令和	元年	六月	二八日	七原（特会）第	七六〇号
	令和	二年	二月	二二日	八原（特会）第	七六〇号

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号。以下「令」という。）第五十一条第一項第十五号に規定する原子力発電施設等（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が

設置するもの（深地層研究施設を除く。）に限る。以下同じ。）がその区域内において設置されている都道府県（以下「交付対象都道府県」という。）の区域内における科学技術の振興のための措置（文部科学大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）であつて当該交付対象都道府県又は一般社団法人又は一般財団法人（以下「交付対象法人」という。）が行うものに要する費用に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第二条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、交付対象都道府県又は交付対象法人（以下「交付対象都道府県等」という。）が行う次の各号に掲げる事業であつて、第四条各号の要件を満たしているものに対し、その実施に要する費用の全部又は一部に充てるため、交付対象都道府県に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

一 交付対象都道府県の区域内における科学技術の振興の用に供する施設又は設備の整備、維持及び運営（以下「整備事業」という。）

二 交付対象都道府県の区域内における科学技術の振興のための調査又は試験研究（以下「試験研究事業」という。）

(補助金の交付限度額及び交付決定額の下限)

**第三条** 一の交付対象都道府県に対し交付する補助金の一会計年度の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。ただし、一の交付対象都道府県に対して同一会計年度において第一号及び第二号に定める補助金が交付されている場合にあつては、当該交付対象都道府県に対して交付することのできるそれらの補助金の合計額は、七億円を限度とし、補助金の交付決定額の下限は百万円とする。

一 一の交付対象都道府県の区域内における整備事業につき七億円

二 一の交付対象都道府県等の試験研究事業につき三億円

(交付の要件)

**第四条** 交付の要件は次のとおりとする。

一 交付対象都道府県等が、その行おうとする整備事業又は試験研究事業に関し、具体的な計画を有しており、これが十分現実的なものであると認められること。

二 交付対象都道府県等の行おうとする整備事業又は試験研究事業を支援することが原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認められること。

三 交付対象都道府県等の行おうとする整備事業が交付対象都道府県の区域内において行われること。

(交付の申請)

**第五条** 補助金の交付の申請をしようとする交付対象都道府県(以

下「申請者」という。)は、毎年四月一日から四月三十日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間に、様式第一による申請書を大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和六十三年法律第八号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

**第六条** 大臣は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2 前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、三十日とする。

3 第一項の補助金の交付決定の内容には、次に掲げる費目ごとの経費の配分を含むものとする。

一 整備事業

イ 施設整備費

ロ 設備備品整備費

ハ 基金造成費

ニ 維持費

ホ 運営費

ヘ 付帯雑費

ト 補助金

二 試験研究事業

イ 試験研究備品費

ロ 試験研究費

ハ 付帯雑費

ニ 補助金

4 大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たっては、前条第二項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 大臣は、前条第二項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

**第七条** 前条第一項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）であつて、当該通知書に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるものは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、前条第一項の規定により通知のあつた日から起算して十五日以内に、様式第二による届出書を大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

**第八条** 大臣は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 第六条第三項の経費の配分の変更（同項各号の費目に係る配分額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲内で当該配分額を流用する場合を除く。）をしようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

二 第六条第一項の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に關し契約をする場合においては、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

三 補助事業の内容の変更をしようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

四 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けるべきこと。

五 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

六 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなる。

(状況報告)

**第九条** 補助事業者は、大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第三による補助事業進行状況報告書を大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

**第十条** 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは第八条第四号の規定による補助事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（補助事業が完了せず、国の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月二十日）までに、様式第四による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、概算払いにより、交付決定の通知をした補助金の額の全額を支出した場合にあっては、実績報告書の提出期限は、当該補助事業の完了の日又は廃止の日から六十日を経過する日までとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係

る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなる場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第一項の実績報告書のほかに、補助事業が完了した日又は第八条第四号の規定による補助事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該補助事業の成果の評価を記載した様式第五による評価報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 補助事業者は、前項の規定により大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5 大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(補助金の額の確定)

**第十一条** 大臣は、補助事業の完了又は廃止に係る前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、当該補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、

その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から二十日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利十・九五%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、補助事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う補助金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期間までに当該補助金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第十二条** 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第六により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第三項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消等)

**第十三条** 大臣は、第八条第一項第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一

項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 補助事業者が第八条の規定により付された条件に違反した場合

二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が第九条、第十条及び第十九条第二項の規定に違反した場合

四 前三号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分違反した場合

五 第二条の補助金交付対象に係る原子力発電施設等の使用が中止又は廃止された場合

(補助金の支払)

**第十四条** 補助金は、第十一条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第七による補助金支払請求書を官署支出官文部科学省研究開発局開発企画課長に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

**第十五条** 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明

らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておくなければならない。

(補助金調書)

**第十六条** 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第八による補助金調書を作成しておくなければならない。

(特許権等の取得等)

**第十七条** 補助事業者は、補助事業の結果得られた技術が特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、様式第九による届出書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく様式第十による届出書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第一項の規定により取得した特許権等の利用又は処分について大臣の指示に従わなければならない。

(財産台帳)

**第十八条** 補助事業者は、機械装置等の整理保管の状況を明らかにした財産台帳を備えておくなければならない。

(財産の管理等)

**第十九条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械装置等については、当該補助事業の完了後大臣が別に定める期間中善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の期間中に同項に規定する設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のもの並びに第十七条に規定する特許権等を除く。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 大臣は、補助事業者が前項の規定による処分により収入を得たときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

附 則

1 この要綱は、平成五年二月二十五日から適用する。

2 平成四年度予算に係る補助金については、第五条中「毎年四月十六日から四月三十日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、「平成四年十月十六日から平成五年三月十五日まで」とする。

附 則 (平成五年一〇月二九日五原(特会)第五三六号)

この要綱は、平成五年十月二十九日から施行する。

**附 則** (平成八年一〇月七日八原(特会)第四二七号)

この要綱は、平成八年十月七日から施行する。

**附 則** (平成九年四月一八日九原(特会)第二七〇号)

この要綱は、平成九年四月十八日から施行する。

**附 則** (平成一〇年七月一七日一〇原(特会)第四二三号)

1 この要綱は、平成十年七月十七日から施行し、この要綱による改正後の特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱の規定は、平成十年四月一日から適用する。

2 平成十年年度予算に係る補助金については、第五条中「毎年四月十六日から四月三十日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、平成十年四月十六日から八月二十日まで又は平成十年十月十六日から十月三十一日まで」とする。

**附 則** (平成一〇年一〇月二日一〇原(特会)第四八三号)

この要綱は、平成十年十月二日から施行する。

**附 則** (平成一一年六月三〇日一一原(特会)第三八〇号)

1 この要綱は、平成十一年六月三十日から施行し、この要綱による改正後の特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

2 平成十一年度予算に係る補助金については、第五条第一項中「毎年四月十六日から四月三十日まで又は十月十六日から十月

三十一日まで」とあるのは、平成十一年四月十六日から平成十一年七月五日まで又は平成十一年十月十六日から平成十一年十月三十一日まで」とする。

**附 則** (平成一二年一月一日一二原(特会)第四三三号)

この要綱は、平成十二年十月十八日から施行し、この要綱による改正後の特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱の規定は、平成十二年四月一日から適用する。ただし、この要綱による改正後の特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第一条の規定は平成十二年五月三十一日から適用する。

**附 則** (平成一三年一月六日一二文科開第一六号)

この要綱は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一三年一月五日一三文科開第五三二号)

1 この改正は、平成十三年十一月五日から施行し、改正後の特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

2 平成十三年度予算に係る補助金については、第五条第一項中「毎年四月十六日から四月三十日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、「平成十三年四月十六日から平成十三年四月三十日まで又は平成十三年十月十六日から平成十三年十一月二十日まで」とする。

**附 則** (平成一四年三月七日一三文科開第八三二号)

この要綱は、平成十四年三月七日から施行する

**附 則** (平成一六年三月二四日一五文科開第九二三号)

1 この要綱は、平成十六年三月二十四日から施行し、この要綱による改正後の特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱の規定は、平成十五年十月一日から適用する。

**附 則** (平成一九年三月三十一日一八文科開第六六七号)

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年四月一日一九文科開第七三〇号)

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一月二七日二〇文科開第四八四号)

この要綱は、平成二十年十二月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年九月一〇日二四文科開第四〇五号)

この要綱は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行し、この要綱による改正後の特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱の規定は、平成二十四年度予算から適用する。

**附 則** (平成二五年三月一八日二四文科開第八七八号)

この要綱は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年三月二四日二六文科開第八一二号)

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月一七日二七文科開第九六九号)

この要綱は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年三月一五日二八文科開第八九八号)

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三二年三月一五日三〇文科開第一〇三五号)

この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則** (令和 元年六月二八日元文科開第一四六号)

この要綱は、令和元年七月一日から施行する。

**附 則** (令和二年一月二二日二文科開第七六〇号)

1 この要綱は、令和二年十二月二十二日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による修正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1

特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付申請書

番 号  
令和 年 月 日

殿

住 所  
都道府県の名称及びその長の氏名

特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の内容
2. 補助事業の事業主体及び実施場所
3. 補助事業に要する経費（明細は別紙のとおり。）
4. 補助金を受けようとする額
5. 補助事業の着手及び完了予定日

(注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

(2) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額」

別 紙

補助事業に要する経費内訳書

1. 経費の配分内訳 (単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象費用	負 担 区 分		
			国庫補助金	自己資金	そ の 他
施設整備費 設備備品整備費 試験研究備品費 基金造成費 維持費 運営費 試験研究費 付帯雑費 補助金					
計					

2. 支出内訳

(1) 施設整備費 (単価：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(2) 設備備品整備費 (単価：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(注) 種別欄には設備備品の名称を記載すること。

(3) 試験研究備品費 (単価：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(注) 種別欄には、機械装置、工具器具備品（耐用年数1年以内のものを除く。）の名称を記載すること。

(4) 基金造成費  
基金名 (単価：円)

種 別	金 額	備 考
当年度基金造成費 補助対象経費 その他		
前年度末基金造成残高		
当年度基金処分額		
当年度末基金造成残高		

(注) (1) 基金ごとに記入すること。

(2) 基金条例を定めた場合にあっては、添付すること。

(3) 基金（基金の運用益を含む。）を処分して行う年度別の事業の概要及び基金の処分計画を添付すること。

## (5) 維持費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(注) 種別欄には、整備事業で整備された施設、設備の維持に要する保守点検費、修繕費等別に記載すること。

## (6) 運営費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(注) 種別欄には、整備事業で整備された施設、設備の運営に要する光熱水費等を記載すること。

## (7) 試験研究費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(注) 種別欄には、試験研究事業に要する原材料費、消耗品費、光熱水費、維持管理費、旅費、通信運搬費、委託費、賃金等別に記載すること。

## (8) 付帯雑費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(注) 種別欄には、一般事務費であって旅費（打合せ等に要する旅費）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等別に記載すること。

## (9) 補助金

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
補助対象費用					
そ の 他					
計					

(注) 補助金別に記載すること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

## 添付資料

## (整備事業)

- (1) 補助事業の実施場所の付近見取図
- (2) 施設等の配置図、平面図等

## (試験研究事業)

- (1) 試験研究事業の内容を説明する資料（概要図を含む。）を添付すること。
- (2) 試験研究費においては、各種別毎の積算資料を添付すること。

## (補助金)

- (1) 補助金交付規則等を定めた場合にあっては、添付すること。

様式第 2

特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付申請取下届出書

番 号  
令和 年 月 日

殿

住 所  
都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた令和 年度特別電源所在県科学技術振興事業補助金の交付申請は、下記の理由により取り下げたいので、特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第 3

特別電源所在県科学技術振興事業補助事業進行状況報告書

番 号  
令和 年 月 日

殿

住 所  
都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた令和 年度特別電源所在県科学技術振興事業補助金に関し、特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第 9 条の規定により令和 年度上期の進行状況を下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

費 目	予 算 額 ①	実 績 額 ②	進 行 率 ②/①%	備 考

(注) (1) 備考の欄には、上期の具体的内容を記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第 4

特別電源所在県科学技術振興事業補助金実績報告書

番 号  
令和 年 月 日

殿

住 所  
都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた令和 年度特別電源所在  
県科学技術振興事業補助金に係る補助事業 { は令和 年 月 日をもって完了(廃止)しましたの  
の令和 年度における実績について  
で } 特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり報告  
します。

記

1. 補助事業の実施状況

- (1) 補助事業の内容
- (2) 補助事業の着手及び完了年月日
- (3) 補助事業収支状況

イ. 支出実績額 円 (予算額 円)  
ロ. 補助金充当額 円 (交付決定額 円)

(4) 添付資料

請負の場合は工事請負契約書の写し、委託の場合は委託契約書の写し、直営の場合は  
支払領収書の写し





## (8) 付帯雑費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			引取 年月日	支払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	実績額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

## (9) 補助金

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			引取 年月日	支払 年月日	補助金 充当額	備考
						予算額	実績額					
							支払 済額	支払 義務額				
計												

## 4. 財産一覧表

特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第18条の財産は、次のとおりである。

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	単価	金額	契約 年月日	引取 年月日	支払 年月日	補助金 充当額	備考
計									

(注) (1) 補助事業の実施状況、総括表及び支出内訳の予算額の欄は、交付決定通知書に記載された交付対象費用をいう。

(2) 支出内訳の備考の欄には、予算額と決算額とが著しく異なるときにその理由を記載すること。

(3) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(4) 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

「補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額」

様式第 5

特別電源所在県科学技術振興事業補助事業評価報告書

番 号  
令和 年 月 日

殿

住 所  
都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた特別電源所在県科学技術振興事業補助事業の成果の評価について、特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置左とじとすること。

## 別紙

1. 補助事業名
2. 補助事業の事業主体
3. 補助事業の実施場所
4. 補助事業の概要
5. 補助事業に要した経費及び補助金充当額
6. 補助事業の成果及び評価

(注) (1) 補助事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(注) (2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置左とじとすること。

様式第 6

令和 年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

番 号  
令和 年 月 日

殿

住 所  
都道府県の名称及びその長の氏名

特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第 1 1 条による額の確定額）                      | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額                 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び<br>地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3 - 2）                                | 円 |

(注) (1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第7

特別電源所在県科学技術振興事業補助金支払請求書

番 号  
令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けた令和 年度特別電源所在県科学技術振興事業補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 金 円也

2. 請求額の内訳

[精算払の場合]

(単位：円)

費 目	交付決定額	確定額①	概算金受領書②	差引請求額①－②
施設整備費				
設備備品整備費				
試験研究備品費				
基金造成費				
維持費				
運営費				
試験研究費				
付帯雑費				
補助金				
合 計				

(参考) 銀行名

口座種類及び番号

[概算払の場合]

(単位：円)

費 目	交付決定		前回までの		今回対象の			支出済 補助金 額④	請求額 ①＋② ＋③－ ④
	補助 対象 費用	補助金 の額	支出 費用	所要 補助金 ①	支出 費用	所要 補助金 (実績)②	所要 補助金 (見込)③		
施設整備費									
設備備品整備費									
試験研究備品費									
基金造成費									
維持費									
運営費									
試験研究費									
付帯雑費									
補助金									
合 計									

(参考) 銀行名

口座種類及び番号

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

様式第 8

令和 年度特別電源所在県科学技術振興事業補助金調書

都道府県名

(単位：円)

国		都 道 府 県										備考	
歳出予算科目	交付決定の額	歳 入			歳 出								
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	翌年度繰越額	うち補助金相当額		

記載要領

- (1) 「国」の「歳出予算科目」欄には、項（電源立地対策費）及び目（電源立地等推進対策補助金）を記載すること。
- (2) 「都道府県」の「科目」欄には、歳入にあたっては款、項、目及び節を、歳出にあたっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
- (3) 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を記載し、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれ額を記載すること。
- (4) 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- (5) 補助事業に係る都道府県の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、都道府県の歳入の「科目」欄に前年度繰越金を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に補助金額を（ ）で内書きすること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。

様式第9

特許権等出願届出書

令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号 (注2)

調査研究題目

上記の事業に関して、このたび下記のとおり { 特 許  
実用新案 } の出願をしますので、特別電源所  
意 匠  
在県科学技術振興事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 特 許

出 願 番 号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発 明 者

2. 実用新案

出 願 番 号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発 明 者

3. 意 匠

出 願 番 号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発 明 者

(注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(2) 交付決定通知の文書番号を記入すること。

様式第10

特許権等取得届出書

令和 年 月 日

殿

住 所

都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号 (注2)

調査研究題目

令和 年 月 日付けで届け出ました特許権等出願届出書記載のものうち、このたび下記  
のとおり { 特許権  
          { 実用新案  
          { 意匠権 } } を取得しましたので、特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱  
第17条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 特 許

出 願 番 号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発 明 者

2. 実用新案

出 願 番 号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発 明 者

3. 意 匠

出 願 番 号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発 明 者

(注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置左とじとすること。

(2) 交付決定通知の文書番号を記入すること。

様式第 1 1

特別電源所在県科学技術振興事業補助事業財産処分承認申請書

番 号  
令和 年 月 日

殿

住 所  
都道府県又は法人の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知を受けた令和 年度特別電源所在県科学技術振興事業補助事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、特別電源所在県科学技術振興事業補助金交付要綱第 1 9 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2. 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

(注) (1) 処分の方法の欄には、使用、譲渡し、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とし、横位置左とじとすること。